

証拠資料の引用について

全国教室ディベート連盟 試合運営委員会

選手の皆様、全国大会への出場おめでとうございます。

大会へ向けて準備を進めているところかと思いますが、先日行われた地区予選において、以下のような証拠資料の引用がなされていたとの報告がありました。

※枠線内は実際の試合で読み上げられた文章。
グレーの網掛けは原典に存在するが読み上げられなかった箇所

最高裁判所昭和 45 年 9 月 16 日より引用開始。

「他面、煙草は生活必需品とまでは断じがたく、ある程度普及率の高い嗜好品にすぎず、喫煙の禁止は、煙草の愛好者に対しては相当の精神的苦痛を感じしめるとしても、それが人体に直接障害を与えるものではないのであり、かかる観点よりすれば、喫煙の自由は、憲法一三条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。」 終わり。

出典： 最判昭和 45 年 9 月 16 日民集第 24 卷 10 号 1425 頁

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/962/053962_hanrei.pdf

網掛けの部分まで含めて読むと、喫煙の自由が憲法 13 条の保障の範囲内であるというのは単なる仮定に過ぎず、喫煙の自由が憲法 13 条の保障する基本的人権に含まれるかどうかについて最高裁判所は判断していないことがわかります。しかし、網掛けのなされていない部分を切り取って読むことによって、あたかも最高裁が喫煙の自由を憲法 13 条の保障する基本的人権に含まれると判示したかのような印象を聞き取り手に与えるような引用になってしまいます。

このような引用をした場合、「元の文意を変えるような不適切な省略をした」ものとして、審判団の判断で敗戦とされる場合があります。(全国中学・高校ディベート選手権ルール細則 C 第 1 条 6 号)。

選手の皆様におかれましては、このような不適切な引用をすることがないように、今一度、試合で引用する予定の資料を見直していただきたく思います。

参考

全国中学・高校ディベート選手権ルール

<http://nade.jp/koshien/rule/index>

証拠資料の引用に関する注意喚起

<http://nade.jp/files/uploads/evidence2017.pdf>